

●香川県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年8月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和元年8月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 炭所東琴平線（190号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野字市 神2060番地先から	前	10.9~24.5	306	平成26年香川県告示第 232号で変更した区域の 一部及び余剰地の不用物 件化
仲多度郡まんのう町吉野字大 堀1242番1地先まで	後	10.9~23.3	306	

- 4 供用開始の期日 令和元年8月9日